

## 杉並区ふるさと納税に、 児童養護施設退所者等を応援するメニューが加まりました！

杉並区のふるさと納税は、善意の「寄附」であること、ふるさと納税制度を通じて地方を活性化することの2つを大事にし、返礼品に頼ることのない本来の寄附文化の醸成を目指した取り組みを進めています。今年4月1日から、児童養護施設退所者等の巣立ちを応援するふるさと納税のメニューを新設しました。

杉並区には、都内の自治体で最も多い5つの児童養護施設があり、乳児院・児童養護施設や里親等のもとでは200人を越える子どもたちが生活しています(令和6年2月時点)。

多くの方は18歳を迎えると、育った場所から転居し、社会での自立した生活がスタートします。しかし、親族等からのサポートが得にくい現状に加え、慣れない新生活の基盤を作るには、経済的にも精神的にも大きな負担がかかっています。

区では、こうした方々の巣立ちを応援するための寄附の受け皿として、ふるさと納税でのメニューを新設しました。いただいた寄附金は、自立される方々の転居関連費用の支援等に活用してまいります。

### 〔寄附による支援の概要〕

#### ○対象者

令和6年度以降に杉並区内の児童養護施設や里親家庭等から自立される18歳以上の方

#### ○支援金額

1人最大20万円(自立支度金)

#### ○自立支度金の使い道

引越し費用・転居に必要な仲介手数料、生活に必要な家具・家電の購入費用、就学・就職に必要な用品の購入費用等

---

### 【問い合わせ先】

子ども家庭部児童相談所設置準備課：03-5307-0355 内線4021  
総務部広報課：03-3312-2111 内線1502